

デンタルスタッフ・ミライ・プロジェクト ニュース vol.37

医療機関のホームページやブログ、SNSも広告規制の対象です インターネットで広告できること、できないこと



今年6月から医療機関のホームページや医療機関が運営しているブログ、SNSも広告規制の対象となり、ホームページの更新や投稿の際には厚生労働省の医療広告ガイドラインを遵守することが求められるようになりました。人の健康や生命に関わる医療についての広告は法律(医療法)で限定的に認められた事項以外は広告できない決まりとなっており、違反した場合は行政指導や罰則の対象となります。

ご注意ください *医療機関ネットパトロール*

厚生労働省は医療機関のホームページにウソや大げさな表現がないかチェックし、一般からの通報も受け付ける医療機関ネットパトロール(<http://iryokukoku-patroll.com>)を開始。毎週金曜には通報先を周知するツイートも行うなど、監視を強化しています。

禁止されている広告の主なもの 抜粋

①ウソの広告

- ・加工、修正した術前術後の写真の掲載
- ・「どんなに難しい症例でも必ず成功します」
- ・「1日で全ての治療が終了します」(治療後の定期的な処置等が必要な場合)

- ・「●%の満足度」(根拠、調査方法の提示がないもの)
- ・「痛くない治療」→ただし、「歯を削らない治療」は広告可

②他の医院と比較して優良であるとの広告

- ・「最高」「No.1」「県内一」「有数の実績」などの表現
- ・有名人が治療を受けている実績

③誇大な広告など

- ・撮影条件を変えるなどした術前術後の写真の掲載
- ・「アンチエイジング」
- ・病人が回復して元気になる姿のイラスト
- ・「最先端」「最適」などの表現
- ・医院が新聞や雑誌で紹介された旨
- ・「プチ〇〇」などの表現は誇大広告に該当するおそれあり

④患者の体験談→医療機関のウェブサイトには掲載不可

体験談の内容が広告可能な範囲のものでも不可

⑤誤認させるおそれがある広告

- ・術前術後の写真やイラストのみで説明が不十分なもの
- ・「〇週間で〇%の患者さんに効果がみられます」

⑥品位を損ねる内容、その他

- ・「ただいまキャンペーンを実施中！」
- ・「期間限定で50%オフで提供しています」

DH Pro.セミナー講師
山崎瑞穂先生による
コラムのコーナー

Mizuko Yamasaki



加熱式タバコなら、吸ってもいい？

私たち歯科衛生士は、
チェアサイドで歯周病の治療および予防、
そして健康のために禁煙をお勧めしています。

9月9日(日) DH Pro.セミナー第3期第4構を開催

実技実習(シャープニング、SRP)も後半戦になり、受講生は勿論、教える側も益々熱が入り、研修時間もあっという間でした。12月2日の症例(学習)発表日に向けての症例検討・準備も行っていきます。患者さんを通して私自身もたくさんの気づきと深い学びをさせて頂いています。



症例患者さんと一緒に見させて頂いていますが、喫煙者が多いと感じました。タバコは歯周病を悪化させる主要なリスクファクターになるため、私たち歯科衛生士はチェアサイドで歯周病の治療および予防、そして口腔の健康のために禁煙をお勧めしています。

「加熱式タバコなら、吸ってもいい？」

最近、「タバコはやめてアイコスにしたよ。アイコスなら大丈夫でしょう？」とおっしゃられる患者さんも増えてきました。加熱式

タバコは従来の紙巻きタバコのようにタバコ葉に直接火をつけるのではなく、タバコ葉に熱を加えてニコチンを発生させる方式のタバコです。燃やさないため煙は出ない代わりに、タバコ葉に含まれたグリセリン類によって蒸気を発生させ、煙の代替とします。したがって、モノを燃やす時に発生するタールの量が9割以上減り、人体への悪影響が低減できるのが特徴ですが、どれもニコチンを含むタバコなので有害なのは当然です。

ニコチンは血管を収縮させる作用があり、血液循環が悪化し、歯肉に酸素や栄養が十分に供給されなくなる結果、歯周病がより一層進行、悪化しやすい状況となります。

それでも、従来の紙巻きタバコよりはマシなことは確かかと思えます。きっぱり禁煙をお勧めしていますが、どうしてもやめられない方には完全禁煙までのワンクッションとして、期間を決めて利用するのはそのまま紙巻きタバコを吸い続けるより良い選択なのかもしれないかな、と改めて感じる1日でした。

主な加熱式たばこ



アイコス



グロー



ブルーム・テック